

2021年度 重点領域研究助成事業募集要項

1. 趣旨

滋賀大学の特色ある学術研究を推進し発展させるため、重点領域として指定する分野の共同研究を支援するための助成を行う。

2. 募集内容

(1) 助成対象

本学が重点領域として指定するデータサイエンス、環境、リスクに関する研究で、複数の研究者で研究組織を構成し共同研究を実施するもの。構成員は国外、学内外の研究者・グループいずれの組み合わせでも可能とする。また、プロジェクトの進行に伴い研究分担者を変更する場合は、書面により報告するものとする。

(2) 助成額および採用予定件数

1件当たりの1年度の助成金額は200万円を、国際共同研究にあつては300万円を上限とする。採用予定数は全体で若干数とする。

なお、予算及び科研費の申請・採択状況等を鑑みて、助成額を調整する場合がある。

※助成額が不足する場合は、不足分を他の経費から支出することは構わない。

(3) 助成の対象となる経費

国内旅費：本学教員の共同研究実施及び成果発表のための国内旅費

外国旅費：本学教員の共同研究目的地までの外国旅費（航空運賃、滞在費）

招へい旅費：国外の共同研究者を本学に招へいするための旅費（航空運賃、滞在費）※1回当たり50万円の範囲内とする。

その他経費：共同研究実施のために直接必要な経費（消耗品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、諸謝金等）。

ただし、備品を学外（国外は除く）の研究分担者が所属する機関において使用する場合は、相手先機関との協議が必要となる。

※本学会計諸規程に基づき執行することになるので、所属部局の担当係と相談の上、記載すること。

(4) 助成対象期間

助成対象期間は、最長3年度とする。複数年度に亘る申請を可とするが、毎年度の成果報告、予算及び科研費の申請・採択状況等に基づき、次年度の助成の継続、助成金額等について審査を行う。

(5) 申請資格

プロジェクトの研究代表者は本学の専任教員とする。

令和4年度の科学研究費助成事業をはじめとする、外部資金の助成申請を行うこと。

(6) 重複申請

本助成と「共同研究プロジェクト助成」の研究代表者としての重複申請はでき

ない。

ただし、本助成に研究分担者として申請している者は、「共同研究プロジェクト助成」の研究代表者または研究分担者として申請できる。

その他助成事業及びサバティカル制度の申請と当該助成事業との重複申請は可能とする。

3. 申請手続き等

(1) 申請書類

申請書（所定様式1）

(2) 提出期限

2021年7月16日（金）

(3) 提出先

所属部局	提出先（担当係）
教育学系	教育学部企画係
経済学系、DS学系、DS教育研究センター	経済・DS学部共通事務部企画係
保健管理センター	学生支援課学生支援係
情報機構	図書情報課総務係
教育・学生支援機構	学務課総務係
研究推進機構	研究推進課研究推進係
産学公連携推進機構	産学公連携推進課産学公連携推進係
国際交流機構	国際交流課国際交流係

(4) 交付決定

2021年7月末（予定）

4. 審査

(1) 審査方法

理事（総務・企画担当）、理事（教育・学術担当）、3学系長及び必要に応じ学長が指名する教員で構成する審査委員会において審査を行う

(2) 審査基準

以下の各項目について評価した上で総合評価する

①研究目的・研究の必要性

- 本研究の必要性・意義
- 研究の学術的背景と研究の着想が適切に述べられているか。
- 本研究で何をどこまで明らかにしようとするのか
- 本研究に関連するこれまでの研究成果
- 当該研究分野において学術的な貢献が期待できるか。また、社会に与える貢献を幅広く期待できる研究であるか。

②研究計画・方法

- 研究目的を達成するために十分考慮された研究計画と研究方法であるか。
- 研究経費執行計画は妥当であるか。

③研究遂行能力について

➤これまでの研究活動の実績から、研究課題を遂行する能力があると判断できるか。

④本研究助成による今後の展開について

➤本研究助成を契機とする研究活動の今後の展開・方向性に関する計画を有しているか。

➤競争的資金等の外部資金の獲得につながる活動であるか。

➤研究成果の発信方法を計画しているか。

➤国際共同研究プロジェクトの場合、国際共著論文の執筆等につながる活動であるか。

⑤その他

➤教員個人評価を判断材料にする場合がある。

5. 報告書の提出

(1)提出書類・提出期日

➤ 学長裁量経費実施結果報告書（事業報告書）

2022年1月5日(水)

➤ 重点領域研究助成成果報告書(兼 助成継続・助成金額審査書)

2022年3月15日(火)

※各書類について提出期日までに事業が完了していない場合は、3月末までに完了する見込みで作成すること。

(2)提出先

研究推進課研究推進係

(3)その他

必要に応じ研究推進機構研究プロジェクト推進部門において口頭による報告を求める場合がある。